

コリント
第一
⑦

「キリストの花嫁として」

コリント人への手紙 I 7章 聖書の教える結婚と離婚

アウトライン

- 0. イントロダクション
- I. 結婚と離婚 7章1～16節
- II. 神の召しに従う 7章17～24節
- III. 処女への勧告 7章25～40節
- IV. まとめと適用

主イエスが教える結婚の原則
キリストの花嫁として歩もう



アクロコリント

コリントの手紙とは？

- **著者** …使徒パウロ。
- **年代** …55年頃。 **第3回伝道旅行**の途中。
- **執筆場所** …長期滞在中のエペソ。
この後、コリントを再訪。
- **対象** …コリントのキリスト者たち。
(離散のユダヤ人と異邦人)
- **執筆目的** …過ちを正し信仰の成長を促す。



海を挟んで約250km
陸路を廻れば約1,000km

序文		1:1～9
罪の叱責	①教会内の分裂	1:10～4:21
	②罪に対する懲戒	5:1～13
	③裁判の問題	6:1～8
	④性的放縦の問題	6:9～20
質疑応答	①結婚	7:1～40
	②偶像に捧げた肉	8:1～11:1
	③礼拝における秩序	11:2～34
	④聖霊の賜物	12:1～14:40
	⑤復活	15:1～58
	⑥献金	16:1～12
あいさつ		16:13～24



【当時のコリント】

- アカヤ州(ギリシャ南部)の首都
自由民20万人 + 奴隷50万人 = 計70万人
- 国際都市。ローマ人、ギリシャ人…etc。
かなりの規模のユダヤ人共同体も存在。
- 不道德の代名詞。「コリント人のように」
少年への性愛や複数の愛人も当然。
- 神殿娼婦の存在。偶像崇拜が蔓延。

手紙の背景に、コリントの現状があった



コリントの遺跡
アクロポリスの丘



I. 結婚と離婚

I コリント7章1～16節

【パウロの提案】 1コリント7:1～2

さて、「男が女に触れないのは良いことだ」と、あなたがたが書いてきたことについてですが、**淫らな行いを避けるため***、男はそれぞれ自分の妻を持ち、女もそれぞれ自分の夫を持ちなさい。

***教会内に現実に淫らな行いがあった。(5:1～)**

■独身を強く推奨する教会文化があった？

➔抑圧するだけでは悪化する人の罪の現実。

例)カトリックでの性的虐待。

あるプロテスタント教会の事例。



【夫、妻の相互の義務】 1コリント7:3~5

夫は自分の妻に対して義務を果たし、同じように妻も自分の夫に対して義務を果たしなさい。

妻は自分のからだについて権利を持ってはおらず、それは夫のものであります。同じように、夫も自分のからだについて権利を持ってはおらず、それは妻のものであります。互いに相手を拒んではいけません。

- 夫婦生活は、双方の義務であり、権利。
- 夫婦生活がうまくいっていないことを理由に姦淫を犯すケースが少なくなかったのだろう。



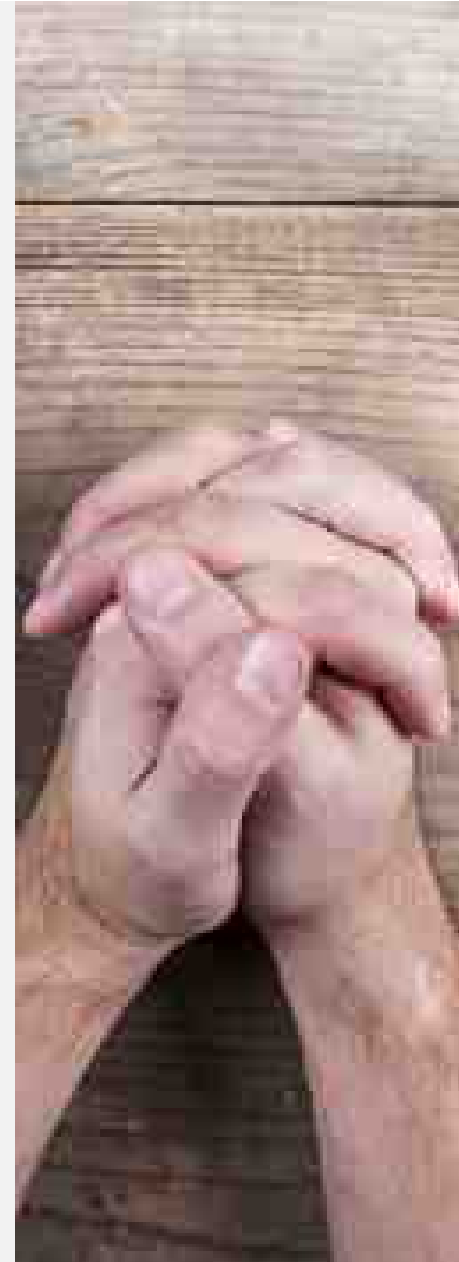
【誘惑を逃れるために】 1コリント7:5~6

ただし、祈りに専心するために合意の上でしばらく離れていて、再び一緒になるというのならかまいません。これは、あなたがたの自制力の無さに乗じて、サタンがあなたがたを誘惑しないようにするためです。

以上は譲歩として言っている*のものであって、命令ではありません。

*淫行に落ちいるくらいなら、結婚した方がいい。

■ 性的規範が皆無のコリントの文化にあって、誘惑はどこにでもあっただろう。



【独身の賜物がないならば】 1コリント7:7~9

私が願うのは、すべての人が私のように**独身***であることです。しかし、一人ひとり神から与えられた自分の**賜物***があるので、人それぞれの生き方があります。

結婚していない人とやもめに言います。私のようにしていただけるなら、それが良いのです。

しかし、自制することができないなら、結婚しなさい。欲情に燃えるより、結婚するほうがよいからです。

*主に仕えるための独身は、聖霊の賜物の一つ。

■賜物がないのに独身で過ごすのは危険ですらある。



【信者の夫婦への命令】 1コリント7:10~11

すでに結婚した人たちに命じます。命じるのは私ではなく**主**です。妻は夫と別れてはいけません。

もし別れたのなら、再婚せずにいるか、夫と和解するか、どちらかにしなさい。また、夫は妻と離婚してはいけません。

■信者同士で夫婦となっている場合。

→原則、離婚は禁止。

→離婚した場合は …再婚しない。

…同じ相手と和解する。



【パウロの個人的見解】 1コリント7:12~13

そのほかの人々に言います。これを言うのは主ではなく私です*。信者である夫に信者でない妻がいて、その妻と一緒にいることを承知している場合は、離婚してはいけません。

また、女の人に信者でない夫がいて、その夫と一緒にいることを承知している場合は、離婚してはいけません。

*ここは例外的にパウロの個人的見解ということ

■夫婦の一方が未信者の場合 →離婚は原則禁止。



【聖なるものとされている?!】 | コリント7:14

なぜなら、信者でない夫は妻によって**聖なるもの***とされており、また、信者でない妻も信者である夫によって**聖なるもの***とされているからです。そうでなかったら、あなたがたの子どもは汚れていることとなりますが、実際には**聖なるもの***です。

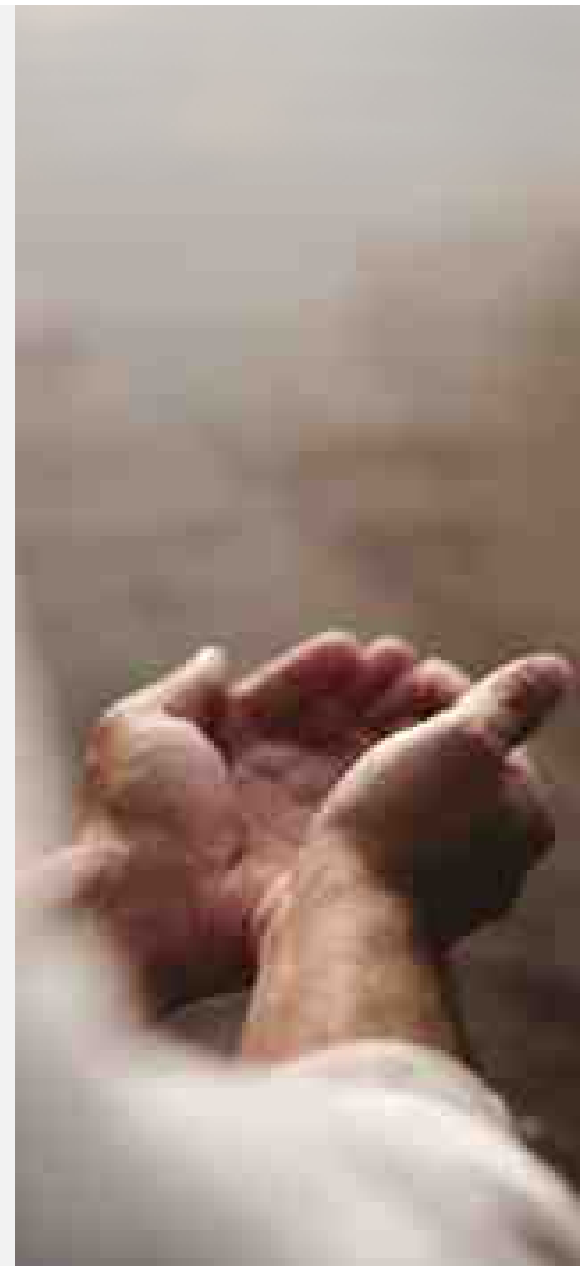
***聖である = 世と区別されている**

■ イスラエルは、世と区別された“聖なる民”

→ 救われているかどうかは、個々の信仰による。

■ 未信者の家族も、信者によって“聖なる家族”に。

→ しかし、救いはやはり、本人の信仰による。



【離婚すべきケース】 | コリント7:15

しかし、信者でないほうの者が**離れて行く***なら、離れて行かせなさい。そのような場合には、信者である夫あるいは妻は、縛られることはありません。神は、**平和***を得させようとして、あなたがたを召されたのです。

＊結婚の解消を望む。

＊平和 → 神の怒りからの解放。神との和解。

■ 未信者の夫、妻が、不信仰と離婚を選択するなら、神の導きとして受け取るべき。



【パウロの慰め】 1コリント7:16

妻よ。あなたが夫を救えるかどうか、どうして分かりますか。また、夫よ。あなたが妻を救えるかどうか、どうして分かりますか。

- 救いは、個々人の神への自発的応答。
誰も、人に信じさせることはできない。
たとえ、夫婦、家族であっても。
- なすべきことをなしたら、
あとは、主に委ねるしかない。





Ⅱ. 神の召しに従う

Iコリント7章17～24節

【召されたときの立場で】 | コリント7:17~18

ただ、それぞれ主からいただいた分に応じて、また、それぞれ神から召されたときのままの状態です。私はすべての教会に、そのように命じています。召されたとき割礼を受けていた*のなら、その跡をなくそうとはいけません。また、召されたとき割礼を受けていなかったのなら*、割礼を受けてはいけません。

*ユダヤ人か、異邦人か。ということ。

■聖書の視点では、人の立場を分ける最大のことに。



【キリストの律法に生きる】 | コリント7:19~20

割礼は取るに足りないこと、無割礼も取るに足りないことです。重要なのは**神の命令**を守ること*です。それぞれ自分が召されたときの状態にとどまっていなさい。

*教会時代に守るべき命令は、**キリストの律法**。

→主イエスの教え。使徒たちの教え。

■異邦人がユダヤ教に改宗する必要はない。

→律法主義者は、異邦人も割礼を受けなければ救われないと相変わらず教えていた。



【奴隷も自由人も】 | コリント7:2122

あなたが奴隷の状態で召されたのなら、そのことを気にしてはいけません。しかし、もし**自由の身になれる***なら、その機会を用いたらよいでしょう。

主にあって召された奴隷は、主に属する自由人であり、同じように自由人も、召された者はキリストに属する奴隷だからです。

***当時の制度、慣習上、自由になる道があった。**

■キリストが示すのは、この世の革命ではない。権威への従属、何より、主の権威に従うことが、自由人にも奴隷にも第一求められる。



【キリストのしもべ】 | コリント7:23~24

あなたがたは、代価を払って買い取られた*のです。
人間の奴隷となっ**て**はいけません*。

兄弟たち、それぞれ召されたときのままの状態で、
神の御前にいなさい。

*キリストの十字架によって罪から贖い出された。

*ここでは世の価値観や欲望の奴隷となること。

■福音を信じて救われ、キリストのしもべとなっ
た者には、もはや世の立場や地位など関係ない。
➔個々に置かれた場で各々の使命を果たすべき。





Ⅲ. 未婚者への勧告 I コリント7章25～40節

【未婚者へのパウロの私見】 | コリント7:25~26

未婚の人たちについて、私は主の命令を受けてはいませんが、主のあわれみにより信頼を得ている者として、意見を述べます*。


差し迫っている危機*のゆえに、男はそのままの状態にとどまるのがよい、と私は思います。

*私見を神の意志とは明確に区別しているパウロ。

*終わりの時代の苦難。究極は大患難時代。

■使徒たちの手紙から伝わる切迫感。

→主が来られる時(携拳、再臨)は迫っている。



クリスチャンの
心がまえは変わらない

【未婚者へのパウロの私見】 | コリント7:27~28

あなたが妻と結ばれているなら、解こうとしては
いけません。妻と結ばれていないなら、妻を得よう
としてはいけません。

しかし、たとえあなたが結婚しても、罪を犯すわ
けではありません。たとえ未婚の女が結婚しても、
罪を犯すわけではありません。ただ、結婚する人た
ちは、身に苦難を招くでしょう*。私はあなたがた
を、そのような目にあわせたくないので。

■ 当時、日に日に迫害が増す現実があった。

独身でもこれだけ大変なのに…。パウロの実感。



【時は迫っている】 | コリント7:29~31

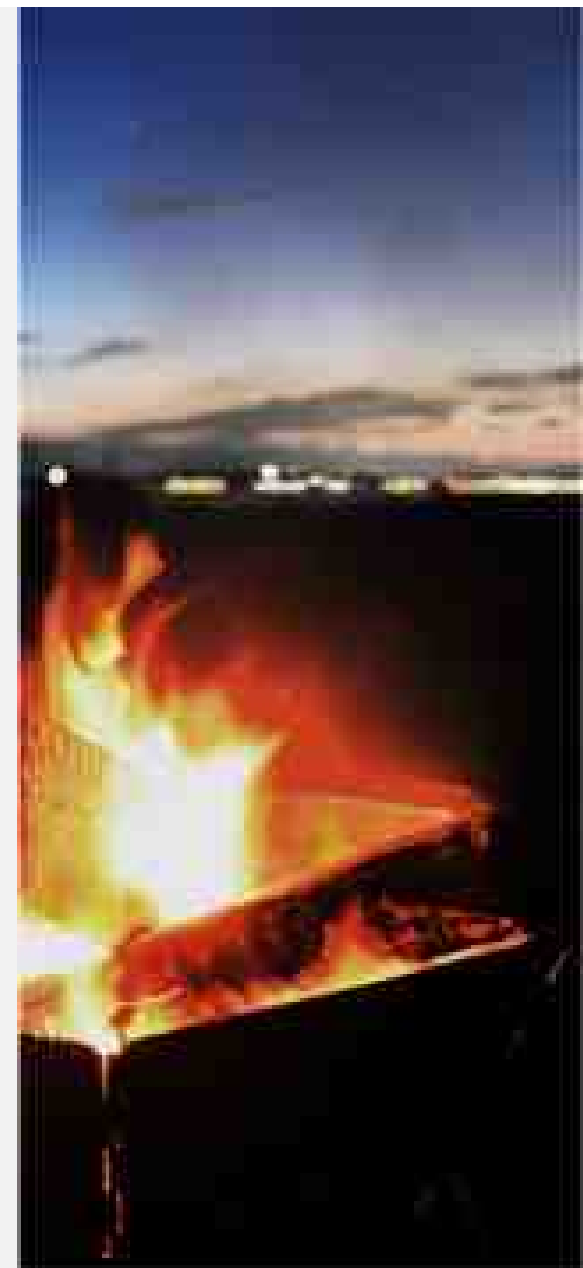
兄弟たち、私は次のことを言いたいのです。時は短くなっています*。今からは、妻のいる人は妻のいない人のようにしていなさい。

泣いている人は泣いていないかのように、喜んでいる人は喜んでいないかのように、買う人は所有していないかのようにしていなさい。

世と関わる人は関わりすぎないようにしなさい。この世の有様は過ぎ去るからです。

*繰り返し強調される終末の切迫感。

■信者は世のことに捕らわれている場合ではない。



【主に喜ばれることを】 1コリント7:32～34

あなたがたが思い煩わないように、と私は願います。
独身の男は、どうすれば主に喜ばれるかと、主のことに心を配ります。

しかし、結婚した男は、どうすれば妻に喜ばれるかと世のことに心を配り、心が分かれるのです。独身の女や未婚の女は、身も心も聖なるものになろうとして、主のことに心を配りますが、結婚した女は、どうすれば夫に喜ばれるかと、世のことに心を配ります。

■何よりも**主に喜ばれること**を第一にするために、
最善を尽くすべき。➡パウロの主張の大前提。



【信仰者の益】 1コリント7:35

私がこう言うのは、あなたがた自身の**益**のためです。あなたがたを束縛しようとしているではありません。むしろ、あなたがたが**品位ある生活**を送って、ひたすら**主に奉仕**できるようになるためです。

- 信仰者にとっての**益**とは、
品位ある生活、主への奉仕につながること。
→ 自己満足や自己実現は、**益**ではない。
- 主は万事を**益**とされるといえるのは、
わたしの**聖化の過程**と**主への奉仕**に関して。



【婚約者に対して】 | コリント7:36

ある人が、自分の婚約者に対して品位を欠いたふるまいをしていると思ったら、また、その婚約者が婚期を過ぎようとしていて、結婚すべきだと思うなら、望んでいるとおりにしなさい。罪を犯すわけではありません。二人は結婚しなさい。

- ユダヤの伝統では、1年以上の婚約期間があり、婚約破棄は、離婚同様の扱いになった。
 - ➔相手に不義があった場合に離婚が認められた。
- 今、婚約しているなら、結婚すべき。➔原則



【よりよい決断】 1コリント7:37~38

しかし、心のうちに固く決意し、強いられてではなく、自分の思いを制して、婚約者をそのままにしておこうと自分の心で決意するなら、それは立派なふるまいです。ですから、婚約者と結婚する人は良いことをしており、結婚しない人はもっと良いことをしているのです。

- クリスチャンの究極の結婚は**キリストとの結婚**。
- 教会時代に福音を信じたクリスチャンは、携挙の後、キリストの花嫁として迎えられる。
→ 今、キリストとの婚約期間を歩んでいる。



【同伴者との死別の場合】 | コリント7:39~40

妻は、夫が活着ている間は夫に縛られています。
しかし、夫が死んだら、自分が願う人と結婚する自由があります。ただし、主にある結婚に限ります*。

しかし、そのままにしていられるなら、そのほうがもっと幸いです。これは私の意見ですが、私も神の御霊をいただいている*と思います。

*死別後の信者との再婚には問題がない。

*人々の熟考と正しい判断を、謙遜に促すパウロ。

➡私見と言っても、尊重し、重要視すべきもの。





Ⅲ. まとめと適用

主イエスが教える結婚の原則
キリストの花嫁として歩もう

【主イエスが教える結婚の原則①】 マタイ19:4～6

創造者ははじめの時から『男と女に彼らを創造され』ました。

そして、『それゆえ、男は父と母を離れ、その妻と結ばれ、ふたりは一体となるのである』と言われました。

ですから、彼らはもはやふたりではなく一体なのです。そういうわけで、神が結び合わせたものを人が引き離してはなりません。」

■ 神の創造の秩序において、離婚は想定もされていない。

天の神の国において、神が一つされたものが離されることはない。

➔ キリストの花嫁とされた者が、離縁されることはない。

■ 離婚は、神と断絶された罪ある人間の夫婦間だけにあること。

【主イエスが教える結婚の原則②】 マタイ19:9

「あなたがたに言います。だれでも、**淫らな行い***以外の理由で自分の妻を離縁し、別の女を妻とする者は、**姦淫**を犯すことになるのです」

*淫らな行い = 姦淫。性的姦淫以上に重い罪が、**靈的姦淫**。

➔ 不信仰者である相手が離れていくなら、去らせるべき(7:15)

■ 姦淫もしくは靈的姦淫だけが、離婚の理由として認められる。

【夫婦が夫婦として歩んでいくために】

■ “健やかなるときも病めるときも…”

結婚式の宣誓は、人間的な努力でできることではない。

■ 求められるのは、二人の男女を一つに結ばれる主への信頼。

“**主**が私たちを夫婦にされたのだから、**主**が導き育ててくださる”

■ それぞれに固く主との交わりを深める中で、夫婦の絆は育まれる。

➔ 結婚式の宣誓は、ほとんど**信仰告白**に等しいもの。

クリスチャンが信仰者として歩めるのは、ただ**主**への信頼ゆえ。

【キリストの花嫁として歩もう】

- 福音を信じて約束されたのは、永遠の滅びからの、永遠の救い。
キリストの花嫁とされ、婚約期間を歩んでいるのがクリスチャン。
- ユダヤ的には、婚約は結婚同然。神の約束は絶対に守られる。
何があってもクリスチャンが、キリストから離されることはない。
- 携拳の時まで、キリストの花嫁としての婚約期間を歩んでいこう。
問われるのは、一つの言葉、態度、御言葉への信頼と学びの姿勢。

キリストの婚約者の名に恥じない日々を重ねていこう

「天のお父さま。わたしは、み子イエス・キリストが、
①わたしの罪(つみ)を贖(あがなう)うために十字架で死に、
②墓(はか)に葬(ほうむ)られ、
③三日目に復活(ふっかつ)したことを信じます。
わたしは、主イエスの婚約者とされました。
キリストの花嫁として迎えられるその時まで、
ふさわしい歩みを重ねていくことができますように。
主に信頼します。聖霊によって助け、守り、導いてください。
主イエス・キリストのみ名によって祈ります。 アーメン」